

平成30年4月1日開所の施設における利用定員の協議について

1 趣旨

平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可等を受けている施設・事業者が、新制度における財政支援（給付）の対象となるための「確認」を行う手続きが子ども・子育て支援法第31条第1項及び第43条第1項に定められている。

この「確認」の手続きは、施設・事業者が各種基準を満たすかどうかを確認するのに加え、市町村が「利用定員」を定めたいで行うが、「利用定員」を定める際には、子ども・子育て会議において意見聴取することが、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項に定められており、今回、平成30年4月1日から開所する施設に係る「利用定員」について協議を行うもの。

2 対象

(1) 鎌倉おなり保育園（認可保育所）

ア 事業者情報

- ・事業者：社会福祉法人鎌倉静養館
- ・代表：西崎 猛之
- ・法人所在地：鎌倉市由比ガ浜四丁目4番30号

イ 施設情報

- ・施設長：石渡 友子
- ・所在地：鎌倉市御成町2番5号（御成町在宅福祉サービスセンター2階及び3階）
- ・開所予定日：平成30年4月1日
- ・認可定員50人

(内訳)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
4人	6人	9人	10人	10人	11人	50人

※認可定員の設定に当たっては、待機児童の多い1・2歳児の受入枠を多くしながら、施設の床面積上設定できる最大の人数で設定している。

ウ 利用定員

認可定員と同じく50人定員の設定。内訳は認可定員と同じ。

エ 備考

小規模保育事業A型である「鎌倉おなり小規模保育室」からの移行。「鎌倉おなり小規

模保育室」については、平成 29 年 8 月 17 日に開催した第 1 回鎌倉市子ども・子育て会議で利用定員の意見聴取を行い、平成 29 年 10 月 1 日から定員 19 人（0 歳児：4 人、1 歳児：6 人、2 歳児 9 人）で運営している。

(2) おおぞら幼稚園（幼稚園型認定こども園）

ア 事業者情報

- ・事業者：学校法人北鎌倉学園
- ・代表：山田 誠一
- ・法人所在地：鎌倉市大船五丁目 10 番 35 号

イ 施設情報

- ・施設長：山田 誠一
- ・所在地：鎌倉市大船五丁目 10 番 35 号
- ・開所日：平成 30 年 4 月 1 日
- ・認可定員：190 人

(内訳)

	3 歳	4 歳	5 歳	合計
1 号	55 人	55 人	50 人	160 人
2 号	10 人	10 人	10 人	30 人
合計	65 人	65 人	60 人	190 人

※2号認定児（30人）の定員設定に当たっては、現在おおぞら幼稚園の在園児で長時間の預かり保育を利用している児童数（各年齢おおよそ10名程度）に基づき設定している。

ウ 利用定員

認可定員と同じく 190 人定員の設定。内訳は認可定員と同じ。